

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務に関する特記事項は、次のとおりとする。

（業務内容）

- 第6条** マルチビーム測深によって得られたデータを元に、福井ダム貯水池の堆砂状況を調査し、福井ダムの貯水容量の算出を行う。なお、算出に必要な既存資料については貸与するので、既存資料を確認のうえ作業計画を作成するものとする。

（使用機器等）

第7条 受注者は、使用する機器（マルチビーム測深機含む）等については、点検・整備が十分された機器等を使用しなければならない。異常値や測定誤差が大きくな著しく精度が低い機器等を使用してはならない。

2 受注者は、機器等の定期検査の証明書等（写し）を成果品に納品しなければならない。ただし、定期検査の対象となっていない機器等についてはこの限りではない。

（指示事項）

第8条 堆砂量及び貯水容量の算出については、徳島県公共測量作業規程及び「ダム管理例規集 平成18年版」のダムの堆砂状況調査要領（案）（以下「要領」という。）に基づき行うものとし、これによりがたい場合またはそれ以外の事項については監督員の指示によるものとする。

2 受注者は、マルチビーム測深機の使用にあたっては、任意の箇所にてレッドによる測深を行い異常値等の有無を確認しなければならない。異常値等がある場合は、再度その測点について測深を行うものとする。また、確認した結果は記録し成果品に納めること。

3 受注者は、測量結果が計画時横断面図および前年度測量結果と著しく異なった場合において、監督員が指示したとき、再調査または再測を行わなければならない。

（数量計算等）

第9条 断面積、堆砂量、貯水容量等の計算については、測量の成果に基づき監督員の指示する方法により行うものとする。

（測量船）

第10条 受注者は、使用する測量船を用意しなければならない。また、測量船を使用した作業においては必ず救命胴衣を着用する等作業の安全を確保しなければならない。

（測量杭）

第11条 受注者は、作業実施前に測量杭の状況を十分点検し、杭の破損・紛失・移動等を確認したときは速やかに監督員に報告して指示を受けなければならない。また、測量杭を更新した場合には発注者が保有している杭台帳の修正、更新を行わなければならない。

（公共物の保護）

第12条 受注者は、貯水池及び河川の周辺に設置された公共物をみだりに移動または破損させてはならない。

（その他）

第13条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督員と受注者が協議して決定するものとする。